

自筆証書遺言と 相続について

今から始める円満相続の準備

山形地方法務局酒田支局



山形地方法務局マスコットキャラクター
やっほーず

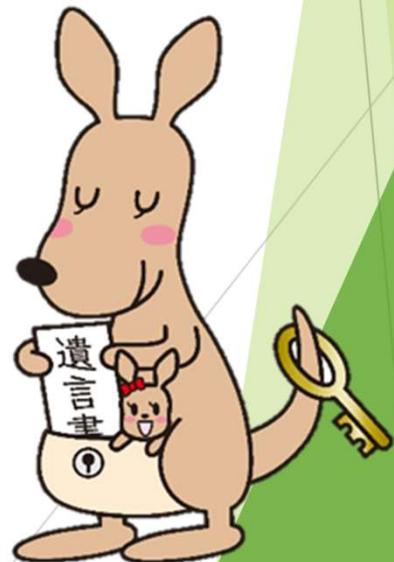


不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

目 次

第1 相続 ～相続登記はしないといけないの?～

第2 遺言 ～相続のトラブル防止のために～



遺言書ほかんガルー

第1 相続 ～相続登記はしないといけないの？～

相続登記の申請が義務化されました！

(令和6年4月1日制度開始)

土地や建物を所有していた方が亡くなられて、相続が発生した場合、「**相続による所有権移転の登記**」を法務局に申請することになります。

- ・ **相続により不動産を取得したことを知った日から3年以内**に相続登記を申請する必要があります
- ・ **正当な理由なく**申請を怠った場合には、**10万円以下の過料**に処される可能性があります
- ・ 義務化前の相続も対象となります
(その場合は令和9年3月31日まで登記申請が必要)

相続登記の申請をせずに放っておくと新たな相続が発生し、相続登記の手続がますます難しくなってしまいます。



どうして義務化されたの？ ～所有者不明土地問題とは？～

所有者不明土地は九州本土以上！

「**所有者不明土地**」とは、不動産の登記簿などを確認しても所有者がすぐに判明しない、または判明しても所有者と連絡がつかない土地のことです。

与える影響：公共工事の遅延、民間の土地取引の阻害
管理不全による周辺への悪影響

主な発生原因：相続登記の未了、住所変更登記の未了

なくそう



所有者不明土地

相続登記をしないとどうなるの？

- ・相続登記をしないと・・・
- ・手続きがどんどん複雑になります。



相続人がどんどん増え、
話し合いがうまく進まない。

書類収集の手間が増え、
費用が高くなる。

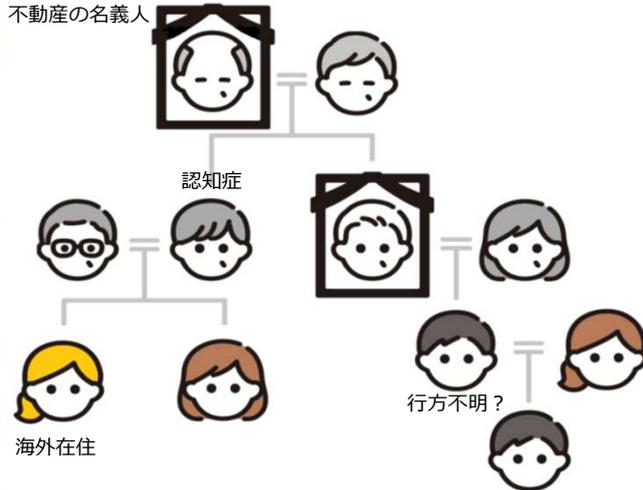


相続人の中に面識がない人が
現れ、協議に時間がかかる。



成年後見人の選任申立てや不在者財産
管理人の選任申立てが必要になる場合も。

不動産の名義人



面識のない人、
連絡の取れない人が現れ、
話し合いができない。
どうしよう・・・



- ・相続が発生したら、早めに相続人で遺産分割協議を行い、話し合いの結果を相続登記に反映することが重要です。

相続登記をしないと起きること

亡くなった方の名義のままでは
相続した不動産の処分ができな
い。



空き家問題に発展！



相続登記に必要な書類は？

		必要書類	主な取得先
被相続人の (亡くなった方)		出生から亡くなるまでの 戸除籍謄本	被相続人の本籍地の 市区町村役場
		※ 法定相続情報証明 を提出 する場合は、不要	
		住民票の除票の写し	被相続人最後の住所 地の市区町村役場
相続人全員の		現在の戸籍謄抄本	市区町村役場
		住民票の写し (本籍地の記載のあるもの)	各相続人の住所地の 市区町村役場
遺産分割協議を した場合		遺産分割協議書	
		相続人の印鑑証明書	各相続人の住所地の 市町村役場
遺言書が ある場合	公正証書 遺言	公正証書遺言書の正本 又は謄本	公証役場
	自筆証書 遺言書	(自宅で保管する場合) 自筆証書遺言書及び 家庭裁判所の検認証明書	家庭裁判所
		(法務局に預ける場合) 遺言書情報証明書	法務局

※別途必要書類がある場合があります。

法定相続情報証明制度とは？

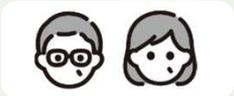


相続人が**法務局（登記所）**に**戸除籍謄本などの必要書類**を提出し、登記官が内容を確認した上で、**法定相続人が誰であるのかを一覧にして証明**する制度です。

法定相続情報一覧図は、**無料で必要な通数の交付を受け**ることができ、各種手続時に提出すれば、戸除籍謄本などの束を提出しなくともよくなります。

第2 遺言 ～相続のトラブル防止のために～

誰が相続人？

相続順位	法定相続人と法定相続分	
第1順位 子がいる場合	配偶者  $\frac{1}{2}$	子 ※人数で分割  $\frac{1}{2}$
第2順位 子がなく 親がいる場合	配偶者  $\frac{2}{3}$	親 ※人数で分割  $\frac{1}{3}$
第3順位 子も親もない 場合	配偶者  $\frac{3}{4}$	兄妹 ※人数で分割  $\frac{1}{4}$

- 配偶者は常に相続人となります。
- 配偶者がいない場合は、上記の相続順位に従って相続します
- 相続人となる子や兄弟姉妹が既に死亡している場合には、その子が相続人となります。（代襲相続）

遺言書とは？

遺言書とは、誰にどの財産をどれだけ相続させたいかを指定し、法的効力を持たせるものです。法律に沿って作成された遺言書は、民法で定めた**法定相続分のルールに優先します**。自分の意思や最後のメッセージを家族に伝える手段でもあります。



遺言書の種類って？

遺言書には、**自筆証書遺言**、**公正証書遺言**、**秘密証書遺言**の3つの形式があります。

このうち自筆証書遺言と公正証書遺言についての違いを下記の表にまとめました。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	遺言者本人が全文・日付・氏名を自署及び押印する	遺言者が公証人に遺言の趣旨を口授し、公証人が書面にする
保管方法	自宅で保管又は法務局に預ける	原本は公証人役場で保管
家庭裁判所の検認	必要 ※法務局に預けた場合は検認不要	不要
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作成費用がかからない ・ 作成に手間がかからない ・ 内容に不備があった場合、無効になるおそれ ・ 自宅保管の場合、相続人に発見されないおそれ ・ 自宅保管の場合、紛失や改ざんのおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無効な遺言書になりにくい ・ 紛失や改ざんのおそれがない ・ 公証人が出張して作成可能 ・ 財産に応じた手数料が必要

自筆証書遺言書保管制度とは？ ～法務局に預けて安心！～

- ・ 自身が作成した遺言書を法務局が保管
- ・ 裁判所の検認不要
- ・ 遺言書の紛失・亡失や改ざんされる恐れが無くなる
- ・ 遺言者の死後、法務局が相続人等に遺言書が保管されていることを通知



自筆証書遺言書作成のポイント

1. 全文自署で記入

本文、作成日付、氏名を自筆で記入し、押印する

2. 財産目録の作成

パソコンで作成も可。添付する場合は、全ページに署名・押印が必要

3. 遺産内容を明確に

誰に、何を相続させるのかを明確に特定できるように記載する

4. 遺留分への配慮

遺留分に配慮した記載を心がける

5. 予備的遺言

相続、遺贈させる者を予備的に定めておくことができる

6. 付言事項の記載

自分の思いや家族・大切な方へのメッセージを本文に記載することができる

7. 遺言執行者の指定

遺言の適切な実行のため、遺言執行者を指定することができる



自筆証書遺言書を作成したら、ぜひ法務局の
自筆証書遺言書保管制度をご利用ください。

